

第3章 地球温暖化対策の推進

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムのもとで、利便性の向上を追求した生活をおくってきた。しかしながら、こうした私たちの日常生活は、一方で環境負荷を増大させ、今日問題となっている地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林（熱帯林）の減少、生態系

の破壊などの地球環境問題の原因となっている。

国際社会において地球環境問題への取組は大きなテーマとして取り上げられ、世界レベルで様々な取組がなされているが、地球環境はむしろ深刻化してきている。

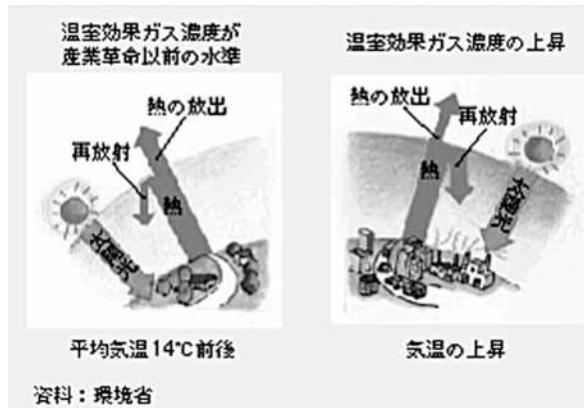
第1節 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進

第1項 地球温暖化の概要

1 地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー入射と地球からのエネルギー放射のバランスによって決定される。地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からは熱が放射されるが、大気に含まれる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスがこの熱を吸収し、再び地表に戻している（再放射）。これにより、地球上は、平均気温約14°Cという生物の生存が可能な環境に保たれている。ところが、産業革命以降の人間社会は化石燃料を大量に燃やして使うようになり、大量の二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に排出するようになった。このため、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し続け、地表からの放射熱を吸収する量が増えてきた。これにより、地球全体が温暖化している。

地球温暖化のメカニズム



2 地球温暖化の影響

平成19年11月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第4次評価報告書統

合報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとしている。また、1980年から1999年までに比べ、21世紀末（2090年～2099年）の平均気温の上昇は、経済、社会及び環境の持続可能性のために世界的な対策に重点が置かれ、地域間格差が縮小した社会では、約1.8（1.1～2.9）℃とする一方、高度経済成長が続く中で化石エネルギー源を重視した社会では約4.0（2.4～6.4）℃と予測している。

さらに、平成25年9月の、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）」では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高いと公表されている。また、二酸化炭素の累積排出量と世界平均地上気温の上昇量は、ほぼ比例関係にある等の新見解が示された。1986年から2005年を基準とした、2016年から2035年の世界平均地上気温の変化は、0.3°Cから0.7°Cの間である可能性が高いと予測している。

3 国際的な取組

平成4年に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」の結果、「環境と開発に関するリオデジアネイロ宣言」及びその具体的な取組を示す「アジェンダ21」が採択され、その後、「気候変動に関する国際連合枠組条約」等の国際約束が合意された。条約の採択後、条約締約国会議が継続的に開催され、平成9年12月に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進各国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数量化された削減約束を定めた「京都議定

書」が採択された。京都議定書は、先進国が、平成20年～24年までの各年の温室効果ガス排出量の平均を基準年（平成2年）から削減される割合を定めており、日本は6%、アメリカは7%、EUは8%削減することとなっている。その後、平成13年11月にモロッコのマラケシュで開催されたCOP7において、京都議定書の具体的な運用方針が決定されたことにより、先進国等の京都議定書締結に向けた環境が整い、平成14年6月に日本は京都議定書を締結した。その後、平成16年11月にロシアが締結したことにより、平成17年2月に京都議定書は発効された。その後も締約国会議が重ねられ、平成19年12月にインドネシアのバリ島で開催されたCOP13において、平成25年以降の温室効果ガス削減をめぐる国際交渉の道筋を定めた「バリ・ロードマップ」が採択された。平成20年7月には、北海道洞爺湖サミットが開催され、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する長期目標を、国連気候変動枠組条約のすべての締約国と共有し、採択することを求める」ことが合意された。また、平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15で留意することが決定された「コペンハーゲン合意」に基づき、日本は、2020年の排出削減目標として、「90年比で25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」との内容を平成22年1月に気候変動枠組条約事務局に提出した。

平成25年11月にポーランドで開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年以降の温室効果ガス削減目標について全ての国が自主的に削減目標や行動計画を決定し、早ければ2015年3月末までに国連に提出することが合意された。この中で、わが国は、2020年の排出削減目標として「05年比3.8%減」を表明した。

平成27年11～12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、途上国を含む全ての国・地域の合意のもと、「パリ協定」が採択され、2020（平成32）年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築された。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として産業革命からの平均気温上昇を2℃未満に抑えることが定められ、さらに1.5℃未満に抑える努力を追求することも言及された。また、できるだけ早い時期に温室効果ガスの排出量増加を止め今世紀後半には実質ゼロにすること、全ての国が温室効果ガスの削減目標を策定し5年ごとに見直すこと、世界全体の実施状況を5年ごとに確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）等も盛り込まれた。

パリ協定は、世界の温室効果ガス総排出量の55%を占める55か国による締結という発効要件を満たし、採択から1年にも満たない平成28年11月4日に発効した。我が国は、パリ協定の締結について国会の承認を得て、同年11月8日に批准した。

平成30年12月には、ポーランドのカトヴィツェで開催された気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）において、パリ協定実施に向けた具体的な方策が合意された。

4 国の取組

平成2年10月に策定された「地球温暖化防止行動計画」で、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明らかにした。その後、地球サミットの成果を受け、新たな地球環境時代に対応した法制度を整備して環境問題解決のための政策手段を拡充するため、平成5年11月に「環境基本法」が制定されるなど、持続可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが進められた。また、従来、地球温暖化防止行動計画をはじめ、地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年）、地球温暖化対策推進大綱（平成10、14年）を定めるなどして地球温暖化対策を推進してきたが、平成17年2月の京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、これらを引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」を同年4月に策定した。なお、京都議定書目標達成計画は、京都議定書の第一約束期間（平成20年から平成24年）の前年である平成19年度に同計画の評価・見直しを行うこととなっていたことから、平成20年3月28日に全部改定が行われた。

また、温室効果ガスについて、平成32年（2020年）までに基準年（平成2年）比25%削減、平成52年（2040年）までに基準年比80%削減することを中長期目標として掲げた「地球温暖化対策基本法案」を平成22年10月に閣議決定したが、平成24年11月に廃案となった。

平成27年には、7月にCOP21に向けて地球温暖化対策推進本部において「日本の約束草案」を決定、11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定された。12月のCOP21における「パリ協定」の採択後、平成28年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正、「地球温暖化対策計画」の閣議決定が行われ、「COOL CHOICE（賢い選択）」を旗印とする国民運動の普及啓発強化や国際協力を通じた温暖化対策、地方自治体の温暖化対策の促進など、中期目標（温室効果ガスの排出量全体で2030年度に13年比26.0%削減）達成に向けて国や各主体が

取り組むべき対策の方向が示された。今後、戦略的取組を行うなかで、長期的な目標として2050年までに13年比80.0%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）が進められる一方で、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の推進を図るため、平成30年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、12月に「気候変動適応法」が施行された。

第2項 本県の削減目標と県内の排出状況

本県においては、地球環境問題を地域の課題としてとらえ、地域からの取組を積極的に展開していくこととし、平成5年3月に地球環境問題に関する基本姿勢や取組の方針を定めた「大分県地球環境保全基本方針」を、平成6年3月にこの基本方針を具体化するための「大分県地球環境保全行動計画」を策定し、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、地球環境保全に向けた具体的な行動を推進してきた。平成17年2月の京都議定書の発効や国が同年4月に定めた「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、平成18年3月に県民総参加で温室効果ガス削減に取り組むため「大分県地球温暖化対策地域推進計画（第1期）」（以下、この項において「第1期計画」という。）を策定し、二酸化炭素の排出抑制対策、エコエネルギー導入促進対策及び二酸化炭素の吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組んだところであるが、本計画の計画期間が平成22年度で終了したため、新たに平成23年度から平成27年度を計画期間とする「大分県地球温暖化対策地域推進計画（第2期）」（以下、この項において「第2期計画」という。）を平成23年7月に策定した。

平成28年3月には、「第2期計画」と1事業所としての県庁の取組を定めた「第3期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を統合し、平成28年度から平成32年度を計画期間とする「第4期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、この項において「第4期実行計画」という。）を策定した。「第4期実行計画」では、二酸化炭素排出量を削減する緩和策に加え、避けられない気候変動影響への適応策について、農林水産業や自然生態系、健康などの分野別施策を適応策として新たに整理している。

1 温室効果ガス排出量の削減目標

「第4期実行計画」において、温室効果ガス排出量の約98%を占める二酸化炭素について、経団連の低炭素社会実行計画等により削減を目指

す産業部門を除いて、二酸化炭素排出量が多く増加率の高い家庭、業務、運輸の各部門について、平成32年度までに平成25年度実績から、家庭部門で16%、業務部門で16%、運輸部門で11%をそれぞれ削減する目標を設定した。なお、国の温室効果ガス削減目標を踏まえて2030（平成42）年度における目標も設定し、国と同等の削減を目指している。

2 県内の排出状況

平成28年度の県内における温室効果ガス排出量（速報値）は、表2.3-1のとおり4,330万6千t-CO₂であり、基準年（平成25年度）比7.7%減、対前年度比3.4%減となっている。

前年度からの排出量の減少は、石油製品等のエネルギー消費量が減少したことが主な要因である。

削減目標を設定している3部門の二酸化炭素排出量は、前年度比で、家庭部門7.8%減、業務部門8.3%減、運輸部門0.04%増となっており、また、第4期実行計画の目標年度（2020年度）と比較すると、家庭部門と業務部門は目標を達成しているが、運輸部門では11.2%の乖離がある。

表2.3-1 県内の温室効果ガス排出量

(単位:千t-CO₂換算)

	1990 (H2) ※1	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2020 削減目標 (対13)※2	2016年度増減率			全国・2016年度 増減率 対1990年度 対前年度
							対1990年度	対2013年度	対前年度	
温室効果ガス排出量	37,273	46,921	44,824	44,819	43,306	—	16.1%	▲7.7%	▲3.4%	2.8% ▲1.2%
二酸化炭素 (CO ₂)	36,390	46,339	44,339	44,318	42,807	—	17.6%	▲7.6%	▲3.4%	3.9% ▲1.6%
産業部門 (製造業、鉱業等)	28,203	36,482	34,863	35,129	33,835	—	20.0%	▲7.3%	▲3.7%	▲16.7% ▲3.5%
家庭部門	1,300	2,328	2,120	1,937	1,786	▲16%	37.4%	▲23.3%	▲7.8%	44.6% 0.6%
業務部門(事務所・ビル、卸小売、病院等)	1,452	2,362	2,210	2,098	1,924	▲16%	32.6%	▲18.5%	▲8.3%	65.9% ▲1.7%
運輸部門 (自動車、鉄道等)	2,097	2,785	2,793	2,791	2,792	▲11%	33.1%	0.2%	0.04%	3.9% ▲0.9%
廃棄物部門 (廃棄物の焼却等)	168	231	228	253	254	—	50.8%	10.1%	0.4%	22.9% 2.5%
工業プロセス部門(セメント製造等)	3,170	2,151	2,125	2,110	2,216	—	▲30.1%	3.0%	5.0%	▲29.8% ▲0.9%
メタン (CH ₄)	344	276	266	309	300	—	▲12.7%	8.9%	▲2.9%	▲30.5% ▲1.1%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	290	138	137	124	123	—	▲57.6%	▲11.2%	▲0.5%	▲34.7% ▲1.4%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	21	15	12	13	13	—	▲38.1%	▲15.8%	0.5%	167.3% 8.3%
パーフルオロカーボン (PFC)	193	96	51	40	50	—	▲74.1%	▲47.7%	25.0%	▲47.7% 2.0%
六フッ化硫黄 (SF ₆)	34	20	8	5	3	—	▲89.9%	▲82.7%	▲35.8%	▲82.2% 4.7%
三フッ化窒素 (NF ₃)	1	38	11	10	9	—	800.0%	▲76.3%	▲10.0%	1900.0% 11.1%
森林吸収量 (前年からの增加分)	2,418	2,451	2,683	1,974	2,081	—	▲13.9%	▲15.1%	5.4%	
電力のCO ₂ 排出原単位 (kg-CO ₂ /kWh)	0.436	0.613	0.584	0.509	0.462					

※1 HFC、PFC及びSF6については、1995年。

※2 削減目標は、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素について設定し、全国規模で削減を目指す産業、工業プロセス部門は除いて、家庭、業務、運輸の各部門を対象としている。

図2.3-2 県内の温室効果ガス排出量の推移

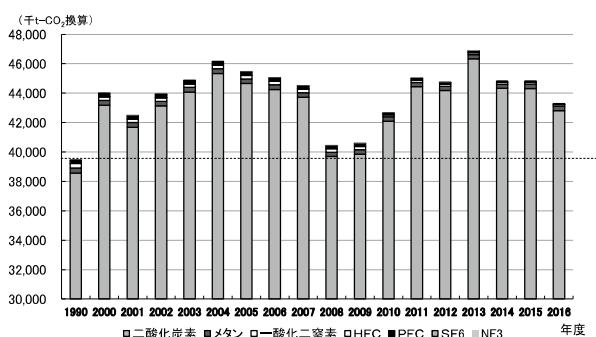


図2.3-3 県内の部門別二酸化炭素排出量の推移
(1990年を100とした指数)

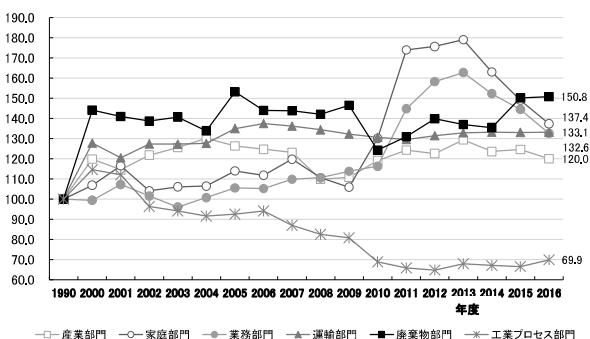
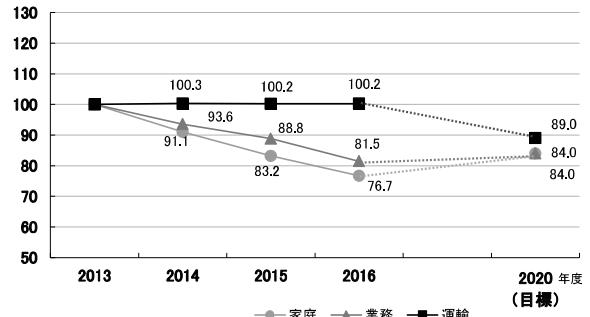


表2.3-4 第4期実行計画で目標設定した3部門の推移

(2013年=100とした指数表示)

	2013	2014	2015	2016	2020 目標年度	目標と の乖離
家庭	100.0	91.1	83.2	76.7	84	▲ 7.3
業務	100.0	93.6	88.8	81.5	84	▲ 2.5
運輸	100.0	100.3	100.2	100.2	89	11.2

図2.3-5 第4期実行計画で目標設定した3部門の推移



第3項 本県の削減目標に向けた取組

第4期実行計画の取組として、これまでの取組成果と最近の地球温暖化対策の状況から、新たな取組を拡充・追加し、その中でも優先的に実施すべき施策について、重点戦略として「温室効果ガスの排出抑制対策の推進」、「エコエネルギーの導入促進」、「森林吸収源対策の推進」の3項目を掲げている。

重点戦略の主な取組として、「温室効果ガスの排出抑制対策の推進」では家庭や事業所における省エネ機器の普及促進や事業所の省エネルギー化の促進、「エコエネルギーの導入促進」では太陽光・地熱・温泉熱発電の導入促進やバイオマスの導入促進、「森林吸収源対策の推進」では森林の適正な管理と保全や地域材の利用拡大等をあげ、これらの取組については、県民、事業者、地球温暖化防止活動推進センター、行政等が緊密な連携を図って推進していくこととしている。

1 家庭部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

家庭部門では、CO₂の主な発生要因として、家電製品や照明による電力使用と風呂などの給湯設備やストーブによる灯油やガスの使用が考えられることから、その使用量の抑制に向けた取組が必要となる。このため、省エネ診断や環境家計簿の活用などにより省資源・省エネルギー型ライフサイクルの普及啓発をはじめ、給湯器や照明など高効率な省エネ機器の導入促進などに取り組んでいる。

2 業務部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

業務部門では、CO₂の主な発生要因として、オフィス機器、空調設備、給湯設備等による電力、ガス、灯油等の使用が考えられることから、その使用量の低減に向けた取組が必要となる。このため、「エコアクション21」認証取得の促進や、無料省エネ診断の推進等により省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及を図り、省エネ機器等の導入促進やエネルギー関連産業の成長促進等により事業所における省エネルギー化を促進している。

3 運輸部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

運輸部門では、自動車等の利用によるガソリン等の燃料使用量の低減に向けた取組が必要となる。このため、エコドライブの普及促進等の取組により、自動車の環境に配慮した利用を促進するほか、ハイブリッド車などの低燃費車や電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図っ

ている。

4 大分県地球温暖化対策各部門連絡会

第4期実行計画の目標を達成するためには、県民、事業者、地球温暖化対策関係団体、行政等の各主体がそれぞれ責任と役割を果たしつつ、緊密な連携をしていくことが必要である。そこで本計画の推進に関係する団体等で構成する、大分県地球温暖化対策各部門連絡会により、各主体の取組を情報共有するとともに、連携して取り組む体制を整え、二酸化炭素の排出削減に取り組んでいる。

第4項 低炭素社会を目指したまちづくりの推進

1 地球温暖化対策推進事業

第4期実行計画で掲げた、家庭、業務、運輸の各部門について、二酸化炭素排出削減目標を達成するため、必要な施策を実施している。

家庭部門では、診断士による「うちエコ診断」や、WEB版の家庭向けエコ診断により、エネルギー使用量の「見える化」を図るほか、「省エネ・節電セミナー」や「地球温暖化防止推進大会」の開催等により、広く県民に対して啓発活動を展開している。また、平成25年度からは、「九州エコライフポイント」（九州版炭素マイレージ制度推進協議会が実施）に取り組み、節電活動への参加促進等により家庭のCO₂排出削減を図っている。

業務部門では、平成17年度から「オフィスから始めるCO₂ダイエット」として、エコスタイルキャンペーン（冷房28℃設定、暖房19℃設定）、ノーマイカーウィークの実施、アイドリングストップの徹底について、県内事業者に参加を呼びかけている。平成22年度から開始した専門の省エネアドバイザーによる無料省エネアドバイスは、平成29年度までに765件を診断し、約24,780tのCO₂削減と約10億2,124万円の経費削減の改善策を提案した。

運輸部門対策では、平成20年度から、県内一斉で地球温暖化防止に取り組む「ストップ地球温暖化大分県ノーマイカーウィーク」を実施し、事業所でのモニター事業を行っている。また、エコドライブの普及を目的として、平成19年度から営業車を保有する事業所を対象にエコドライブセミナーを実施したほか、24年度からは事業所を対象としたエコドライブコンテストを実施した。また、25年度にはEV（電気自動車）の普及促進のため急速充電器の設置計画につい

て「大分県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定した。そのほか、自動車等から公共交通機関への利用転換を図ることを目的とした「エコ通勤割引」制度を平成25年度から実施している。今後も引き続き、地球温暖化防止に向けて県民運動となるよう施策を進めていく必要がある。

2 地域の地球温暖化対策対策の取組

「大分県地球温暖化対策地域協議会連絡会」を設置し、地域協議会間の情報の共有及び連携の促進、研修の実施等を行っている。また、「おおいた地球温暖化防止推進大会」を開催し、地域協議会会員に対して地球温暖化防止に関する最新の知見に関する情報を提供するとともに、地球温暖化防止に関する県民意識の醸成を図っている。また、平成28年度から、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性を地域において普及啓発するため、地域協議会による「地球温暖化対策講座」を開催している。

3 県庁内における地球温暖化防止の取組

地球温暖化の防止に向けて県が率先して温室効果ガスの排出抑制を図るため、「地球温暖化

対策の推進に関する法律」（平成10年制定）に基づく「大分県地球温暖化対策実行計画」（平成12年度策定）により、県庁内の温暖化対策に取り組んできている。平成27年度をもって第3期計画期間が終了したため、平成28年度から新たに平成32年度を目標年度とし、平成26年度実績比5%を削減目標とした第4期計画に見直し、引き続き温暖化対策を推進した。

平成29年度における県庁からの温室効果ガス総排出量実績（表2.3-6）は、平成26年度実績（基準年度）と比較して、14.9%（8,698t-CO₂）の減少となっており、項目ごとにみると、電気が18.3%（8,353 t-CO₂）、ガソリンが8.5%（369t-CO₂）の減少となったが、一方で府舎冷暖房用等燃料が4.7%（286t-CO₂）の増加となった。



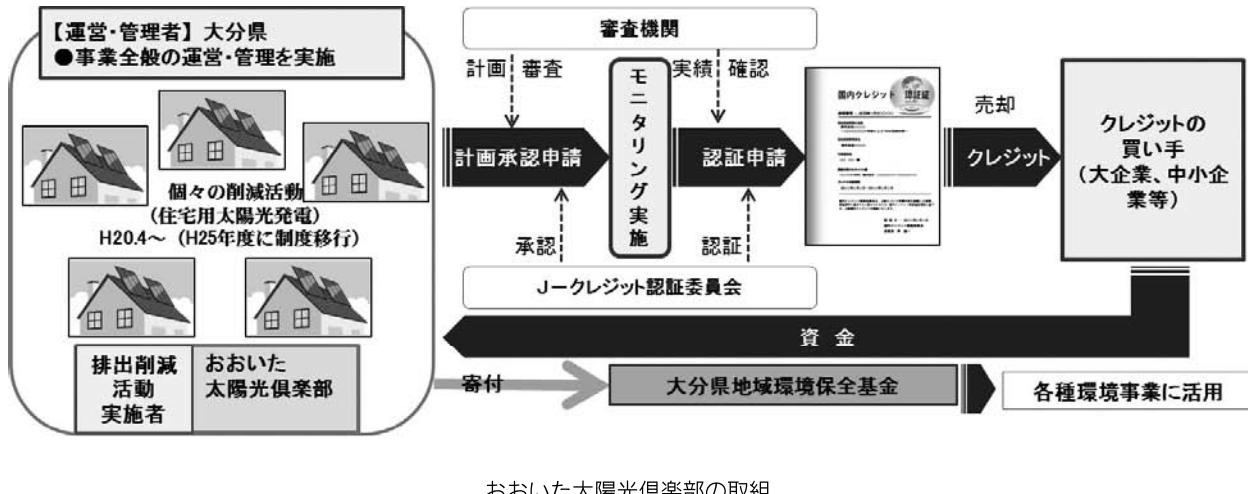
エコドライブステッカー 大分版 Web 家庭のエコ診断

表2.3-6 県庁からの温室効果ガス総排出量実績

項目	単位	H26 (基準年度)	H28	H29			H32	
				実績	対基準年比	対前年比	目標値	対基準年比
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	58,541	51,014	49,843	▲14.9%	▲2.3%	55,614	▲5%
電気	t-CO ₂	45,661	38,064	37,308	▲18.3%	▲2.0%	43,378	
府舎冷暖房用等燃料	t-CO ₂	6,043	6,511	6,329	4.7%	▲2.8%	5,741	
ガソリン	t-CO ₂	4,326	4,069	3,957	▲8.5%	▲2.8%	4,110	
その他（軽油等）	t-CO ₂	2,511	2,370	2,249	▲10.4%	▲5.1%	2,385	
コピー用紙の購入量 (県立学校除く)	千枚	82,172	76,735	75,785	▲7.8%	▲1.2%	69,846	▲15%
水の使用量	千m ³	792	729	736	▲7.1%	1.0%	752	▲5%
可燃ごみの排出量	千kg	955	947	933	▲2.3%	▲1.5%	907	▲5%

第5項 エネルギー利用の効率化とその他の取組

1 J-クレジット等の排出量取引の活用促進 J-クレジット制度など地球温暖化防止に資す



第2節 エコエネルギーの導入促進

第1項 エコエネルギー導入支援

30年7月に改定された、国の大分県「エネルギー基本計画」では、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどのエコエネルギー（再生可能エネルギー）は、経済的に自立し「脱炭素化」し主力電源化をめざすとされ、低コスト化、電力を電力系統に流す時に発生する「系統制約」の克服、不安定な太陽光発電などの出力をカバーするための「調整力」の確保に取り組むとしている。また、27年7月に決定された、国の長期エネルギー需給見通しでは、42年度における電源構成では、再生可能エネルギーは22%～24%とされている。

本県でも、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーを含めたエコエネルギーの重要性が再確認される中、24年7月に開始された固定価格買取制度により、メガソーラーなどの建設が飛躍的に進み、また、地元企業による温泉熱や小水力、木質バイオマスなどを活用した発電の動きが活化している。

県では、エコエネルギーの重要性に早くから着目し、全国に先駆け、15年4月に、エコエネルギー導入に関する施策の基本方針や、県、市町村、事業者及び県民の責務などを定めた「大分県エコエネルギー導入促進条例」を施行、その基本計画として「大分県新エネルギービジョン」を策定し、エコエネルギーの導入を推進してきた。また、28年3月にはビジョンの全面改定を行い、導入したエコエネルギーを活用した産業振興や地域振興に資する取組を推進していくこととしている。

る市場メカニズムを活用し、J-クレジット制度に基づく「おおいた太陽光俱楽部」の運営を行っている。

る。本ビジョンにおける全体目標は、エコエネルギーの導入促進だけでなく、省エネのほか、これまで導入されたエコエネルギーを用い、効率的・効果的なエコエネルギー利用を図っていくため、導入及び消費（省エネ）の両面の取組を踏まえた指標として、エコエネルギー導入量をエネルギー消費量で除した「エコエネルギー活用率」を用いることとした。

こうした流れの中で、再生可能エネルギー等の導入促進とそれを支える関連産業の育成を2本柱に、エネルギー政策の充実を図っており、導入促進については、単なる発電設備の整備に止まらず、地域の活力創造振興に資する取組を支援し再生可能エネルギー導入のモデルケースとなる事業の創出を図るとともに、専門的な知識を有するコーディネーターを配置し、県内事業者などからの様々な相談に対応している。

千葉大学等の調査報告によれば、大分県は再生可能エネルギーの自給率が日本一とされている。太陽光発電のみならず、八丁原発電所に代表される地熱発電、豊富な水資源を生かした小水力発電、森林などの豊富なバイオマスエネルギーなどバラエティに富んだエネルギーが存在する。今後も、こうした大分県の特色と県内企業の力を最大限活かすことにより、「再生可能エネルギー日本一」の県として、例えば、温泉熱など未利用エネルギーの利用促進など、引き続きエコエネルギー導入を牽引していくことが期待される。

県内のエコエネルギー導入状況については資料編表 エコエネルギーのとおり。

表2.3-7a 36年度エコエネルギー活用率目標及び実績（30年3月現在）

項目	26年度(基準年)	29年度(実績)	36年度(目標)
エコエネルギー活用率(%)	62%	85%	96%

$$\text{エコエネルギー活用率(%)} = \frac{\text{エコエネルギー導入量(TJ)}}{\text{エコエネルギー消費量(TJ)}}$$

表2.3-7b 36年度エコエネルギー導入目標及び実績（30年3月現在）

項目	26年度(基準年)		29年度(実績)		36年度(目標)			
	設備容量等	熱量換算(TJ)	設備容量等	熱量換算(TJ)	設備容量等	熱量換算(TJ)	対基準年増加率(%)	
エコエネルギー導入	太陽光発電	599,658 kw	7,177	919,476 kw	11,005	1,367,970kw	16,374	128.1
	太陽熱利用	31,900 kJ	1,035	31,581 kJ	1,025	32,900 kJ	1,068	3.2
	風力発電	11,497 kw	196	11,187 kw	191	58,997 kw	1,008	414.3
	地熱発電	155,390 kw	11,056	166,806 kw	11,969	177,890 kw	12,830	16.0
	(うち温泉熱発電)	425 kw	30	1,866 kw	132	2,925 kw	207	590.0
	地熱・温泉熱(地中熱)利用	4,105 TJ	4,105	4,122 TJ	4,122	4,305 TJ	4,305	4.9
	バイオマス発電	19,901 kw	952	87,901 kw	4,208	117,801 kw	5,640	492.4
	バイオマス熱利用	99,409 kw	1,274	104,951 kw	1,345	142,681 kw	1,829	43.6
	水力発電	337,540 kw	12,986	337,540 kw	12,986	337,540 kw	12,986	0.0
	小水力発電	1,694 kw	86	1,780 kw	91	5,168 kw	265	208.1
	廃棄物発電	44,300 kw	2,121	44,300 kw	2,121	46,300 kw	2,216	4.5
	ガスコーポレーション	17,706 kw	1,033	17,721 kw	1,034	18,656 kw	1,089	5.4
	燃料電池(エネファーム)	263 kw	10	481 kw	19	1,509 kw	60	500.0
	合計	-	42,031	-	50,116	-	59,670	42.0

表2.3-7b 36年度エコエネルギー導入目標及び実績（30年3月現在）

項目	26年度(基準年)	29年度(実績)	36年度(目標)	減少率(%)
省エネルギー	68,046 TJ	58,817 TJ	62,322 TJ	▲8.4
クリーンエネルギー自動車(燃料電池自動車含む)の普及【導入台数】	45,430台	76,949台	145,843台	
エコエネルギーを活用したスマートコミュニティの形成【形成件数】	-箇所	-箇所	4箇所	
家庭用エネルギー・マネジメントシステム(HEMS)の普及【1000世帯当たりの所有数量】	13/1000世帯	13/1000世帯	630/1000世帯	
水素ステーションの設置【設置件数】	-箇所	1箇所	7箇所	
国・県の省エネ関連補助金を活用した産業用設備や工場・事業所などの高効率化【省エネ設備導入支援件数】	47件	54件	80件	

第2項 エコエネルギーの普及啓発

エコエネルギーの有用性を普及啓発するため、事業者に対して、国の補助事業などの各種助成制度や最新のエネルギー動向などに関する情報提供を積極的に行っている。

また、経済産業省から21年8月に認定を受けた「大分県次世代エネルギーパーク構想※」に基づき、インフォメーションコーナーやパンフレットによる情報発信を実施している。

※大分県次世代エネルギーパーク構想

次世代エネルギーパークは、新エネルギーに関する設備や体験施設を整備し、国民が実際に新エネルギーを見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、国民の理解増進を図ることを目的とした、経済産業省の制度である。30年3月現在、全国で63箇所の施設が認定を受けている。

第3節 森林吸収源対策の推進策

第1項 森林の適正な管理・保全

平成24年度までの第一約束期間は、温室効果ガスの排出削減目標6%のうち3.8%（1,300万炭素トン）を森林による二酸化炭素の吸収によって確保するため、全国で330万ヘクタール（年平均55万ヘクタール）の間伐を目標として取組み、第一約束期間中の目標値を達成したところである。

我が国は、平成25年度からの第二約束期間における温室効果ガスの排出削減目標は設定しないものの、国際的な責務は有していることから自主的取組を図ることとしている。

このため、第二約束期間は、「革新的エネルギー・環境戦略」の内容を踏まえ、森林吸収量の算入上限値3.5%を確保するため、毎年52万ヘクタールの間伐、伐採後の確実な再造林の促進や木材利用等の推進に取り組むこととしている。

本県においては、平成19年8月に「大分県森林吸収源確保のための森林整備計画」を策定し、平成24年度までに8万4千ヘクタールを目標に間伐等の森林整備に取り組んだところである。

また、平成25年度から平成29年度までの5ヶ年については、2万9千ヘクタール（年5千8百ヘクタール）の間伐を計画的に推進したところである。

表2.3-8 森林吸収源確保のための森林整備計画

(単位：ha)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
除間伐	6,594	9,168	10,700	11,024	10,800	10,800	9,086	68,172
人工造林等	2,871	3,504	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	23,875
計画 (FM林対象)	9,465 (8,556)	12,672 (11,439)	14,200 (12,828)	14,524 (13,328)	14,300 (13,198)	14,300 (13,198)	12,586 (11,455)	92,047 (84,000)
実績 (FM林対象)	9,465 (8,556)	12,786 (11,445)	14,233 (12,674)	15,421 (13,694)	13,934 (12,902)	13,120 (12,206)	10,280 (9,310)	89,239 (80,787)

表2.3-9 健全な森林の整備

(単位：ha)

年次	人工造林					計	除間伐	合計			
	再造林			複層林	拡大造林						
	再造林	被害地造林	小計								
14	224	291	515	23	503	1,041	12,057	13,098			
15	356	191	546	7	481	1,034	10,809	11,843			
16	369	46	415	31	390	837	9,054	9,891			
17	239	147	385	27	322	734	6,009	6,743			
18	200	295	495	1	402	898	7,375	8,273			
19	165	274	439	4	217	660	9,043	9,703			
20	393	244	637	4	330	971	10,234	11,205			
21	433	185	618	6	256	880	11,480	12,360			
22	427	109	536	7	226	770	9,879	10,649			
23	609	36	645	16	155	816	9,385	10,201			
24	675	121	796	8	113	917	6,812	7,729			
25	758	210	968	0	114	1,082	7,357	8,439			
26	636	12	649	0	191	839	4,547	5,386			
27	691	19	710	0	132	842	5,225	6,067			
28	831	23	854	4	140	998	4,106	5,104			
29	891	36	928	2	134	1,064	2,889	3,953			

第2項 県民総参加の森林づくりの推進

県では、森林環境税を活用し、「県民総参加の森林づくり運動」を推進しており、森林ボランティア活動を支援するため「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、森林ボランティア情報の収集・発信や研修会等を実施している。また、森林づくり提案事業では森林ボランティア団体等が、自ら企画し実践する里山や竹林の整備などを支援している。

「企業参画の森林づくり」では、企業が社会貢献活動の一環として森林所有者、森林組合と協定を締結して行う植樹などの森林整備活動を支援しており、地球温暖化防止対策の取組みとして、その実施計画に応じた二酸化炭素吸収量証明書を発行している。

第3項 地域材の利用拡大

平成23年2月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県の基本方針を策定し、「大分県公共建築物等における地域材利用促進会議」等を通じて公共建築物、土木工事において地域材の利用を進めている。

また、木材の良さや特性について、農林水産祭や木育活動等を通じて広く県民に普及啓発を行うとともに、国や森林環境税等の予算を活用し、木造建築物の設計・施工を担える人材の育成を支援している。

第4節 その他地球規模の環境問題への対策

第1項 フロン等オゾン層破壊物質の回収対策

オゾン層の保護を図るため、国際的な取組みとして、昭和60年（1985年）に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択された。昭和62年（1987年）にはオゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択された。その後の4次にわたるモントリオール議定書の改正により、規制対象物質の追加や、既存規制物質の規制スケジュールの前倒しなど、段階的に規制が強化されている。

我が国においても、昭和63年にウィーン条約及びモントリオール議定書を締結するとともに、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（以下「オゾン層保護法」という。）を制定することにより、オゾン層破壊物質の生産等の規制が行われてきた。

平成14年には「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の法律（フロン回収破壊法）」が施行され、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）と使用済自動車のエアコン（第二種特定製品）のフロン回収が義務づけられるとともに、フロン類回収業者等について、知事の登録が義務付けられた。

その後、平成17年1月1日に本格施行された「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」により、第二種特定製品に関する回収等については、フロン回収破壊法から削除され、自動車リサイクル法へと移行した。

また、平成18年6月にフロン回収破壊法が改正され、回収義務の拡大や行程管理制度（フロン類の引き渡し等を書面で管理する制度）が導入され、

平成19年10月1日に施行された。

さらに、業務用冷凍空調機器の廃棄時の漏えいと同程度の機器使用中の漏えいが判明したことなどにより、フロン回収破壊法は平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」と名称を改め、対策強化が図られた（平成27年4月1日施行）

（1）本県の状況

本県では、平成6年度に環境庁の委託を受け、「オゾン層保護対策地域実践モデル事業」を実施し、フロンの回収・再利用等の実態及び課題の調査を行うとともに、国・県・市町村や家庭用電気製品、自動車、空調設備等の関係68団体から構成する「フロン回収推進協議会」を設置し、フロン回収を促進するため必要な検討や普及啓発を行ってきた。

平成7年度及び8年度は、フロン回収装置を整備する場合の補助制度を設け、県下の全ての市町村で廃家電からのフロン回収が可能となった。

平成9年度には、「回収フロンに係る破壊処理実施要領」を作成するとともに、回収されたフロンを破壊処理するシステムを、フロン回収推進協議会が中心となって確立し、フロンの回収・破壊を推進してきた。また、平成13年から施行された「大分県生活環境の保全に関する条例」にオゾン層破壊物質の回収について努力義務を定め、フロン類に対する適正処理を推進している。

(2) フロン排出抑制法による充填回収対策

フロン類の充填回収を行う登録事業者は計画的に立入検査を実施し、事業者の法の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行っている。

なお、フロン排出抑制法による充填回収業者等の知事登録件数は、平成30年9月末には、第一種特定製品からフロン類を充填回収する業者（第一種フロン類充填回収業者）が505件となっている。

第2項 酸性雨対策

1 概況

近年、地球規模の環境問題として、地球の温暖化と酸性雨による影響は、近年、地球規模の環境問題として、地球の温暖化やオゾン層の破壊とともに酸性雨が取り上げられ、これらの問題の解決に向けた種々の取組みがなされている。

酸性雨とは、石油や石炭などの化石燃料が燃焼した際、二酸化硫黄や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中に放出され、これらが大気中で硫酸や硝酸に変化した後、これらの酸が雲や雨にとりこまれて雨が酸性化するもので、通常pH（水素イオン濃度指数のことであり、7が中性、7を超える場合はアルカリ性、7未満は酸性である。）が5.6以下になった雨を「酸性雨」という。

酸性雨は欧米を中心に土壤や河川、湖沼の酸性化による生態系の変化、森林の衰退等の問題を引き起こしており、わが国においても、関東・中部地方の森林衰退等の報告がある。

これらの報告が直接に酸性雨（大気汚染）によるものであるとは断定できないが、その複合作用であろうと考えられており、メカニズムの解明や対策の実施が課題となっている。そのため環境省では、我が国における酸性雨の実態及びその影響を明らかにするため、昭和58年度から酸性雨モニタリング調査等の酸性雨対策調査を実施している。

また酸性雨は、その解決のために関係国が協力してこの問題に取り組む必要があることから、平成13年1月から「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」が本格稼働し、現在、日本、中国、韓国等13か国が参加し、参加各国の連携により東アジア地域全体での酸性雨モニタリング調査等が行われている。

環境省が酸性雨の測定を行っている地点は全国に23箇所あり、平成28年度の年平均値はpHが4.69～5.21であった。

2 酸性雨対策調査結果

本県内においては、酸性雨による影響は、まだ観測されていないが、長期に及ぶ生態系への影響については十分注意していく必要がある。

本県では、衛生環境研究センターの調査研究として、県下における酸性雨の実態を把握し、発生メカニズムを解明することを目的に昭和60年度にろ過式採取法による酸性雨調査を開始し、平成25年度からは降水時開放型捕集装置法による酸性雨調査を実施している。

平成25～29年度の大分市における雨水のpH（年平均値）は、表2.3-10のとおり4.52～4.70で変動している。

表2.3-10 酸性雨測定期における調査結果*(pH)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
大分市	4.55	4.52	4.64	4.65	4.70

*湿性沈着（降水時開放型捕集装置法による）

